

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和8年4月13日（月）午前10時45分～午前11時2分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 鬼頭博和 副委員長 塚崎海緒 委員 梅村 均
委員 日比野 走 委員 伊藤隆信 委員 関戸郁文
委員 梶谷規子

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、総務部専門監 西山慎太郎
行政課長 兼松英知、税務課長 佐藤信次、同主幹 丹羽真伸、同統括主査 片桐慎治、同統括主査 水野珠美、都市整備課長 加藤淳、同統括主査 澤井雅史

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 村瀬雄哉

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第35号	岩倉市税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第36号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

◎委員長（鬼頭博和君） 定刻となりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

今回、市税条例と都市計画税条例の一部改正ということで、2件の審査をお願いしております。特に市税条例につきましては、5月に入りますと軽自動車税の納税通知書を送る関係で、どうしてもこの時期にということをお願いをすることになりました。

今回、グループ長以上、それから建築物の関係で都市整備課の職員にも応援いただいておりますので、御質問には丁寧に答えてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第35号「岩倉市税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） まず、固定資産税関係で質問させていただきます。

先ほどの本会議で、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備、本市では実績もないし相談なども今のところないというお答えを聞いたところですが、このように市税条例の改正の中にあるので、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備が、他市町というか全国的にどんな普及の状態なのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎税務課長（佐藤信次君） この電池につきましては、新たな次世代の太陽光発電装置ということになっておりまして、今年度中に製品が発売される予定というふうに聞いております。

◎委員（梶谷規子君） 今年度中に発売ということになると、これからも岩倉市の中でこの設備が普及されていくという方向にあると予想されているのでしょうか。

◎税務課長（佐藤信次君） 先ほども申し上げましたが、次世代のというところでございまして、価格面ですとか設置場所とか、いろんなことを含めて、どのような方向性になってくるかというのが正直言って分からないということでございます。

◎副委員長（塚崎海緒君） すみません、関連で質問をさせていただきたいです。

次世代の太陽光パネルということで、今までの太陽光パネルよりも設置場所が柔軟になるのかという部分と、あとやっぱり発火のリスクが排除できていないのかなというところで心配しているところなんですけれども、これは積極的に国として設置をしていくという認識で改定されるというふうでよろしいでしょうか。

◎税務課長（佐藤信次君） これまでの太陽光発電電池というものの新たな次世代のというところの違いでございますが、これまでのものについては、重くて面積が一定取るというところが難点というか、設置する場所に限りがあるという問題がありました。一方で、こちらについては薄くて軽いというところで、柔軟性もあるので、一定の用途を見込まれるのかなというふうに考えられております。

◎委員（梅村 均君） 公示送達の件でお伺いします。

インターネットを通じて閲覧できるようになるということなんですけど、例えば駅前にあるモニターですとか、何か新たにこの改正において取り組まれるようなことは考えておられますでしょうか。

◎税務課長（佐藤信次君） インターネットによる閲覧できる状態にするというところの改正ではありますが、これに伴って何か設備面で新たなものを増やすということは特段考えておりません。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎副委員長（塚崎海緒君） 関連で質問をさせていただきます。

条文が「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置」というふうになっているんですけれども、市役所内に新たにモニターを設置されるわけではなく、どこかに表示されている状態になるのでしょうか。ちょっと詳しく教えてください。

◎税務課長（佐藤信次君） 今回の改正の内容につきましては、まずインターネットで公示送達をしてくださいと、さらに市の掲示場所に掲示するか、事務所のパソコンで閲覧できるようにするというものでございます。

インターネットのほうはホームページに掲載するというところでございまし

て、2つ目のほうの掲示場所というのはこれまでもやっているものでございまして、あと事務所におけるパソコンで閲覧できるようにするというものについては、考えられる対応といたしましては、税務課において見ていただける状態にするということでございます。

◎委員（梶谷規子君） 公示通達の関連でお聞かせください。

3月議会でも関連の議案があって、居所不明になった市民の関係でも、ネット上でということで、個人情報には十分気をつけながらということだったんですが、どれくらいの件数であったのか、分かりましたらお知らせいただきたいと思います。

◎税務課長（佐藤信次君） すみません、件数についてはちょっと持ち合わせておりません。ただ、例えば外国へ転出された方とか、そういった方については納税通知書が送っても届かないという状況になりますので、一定数の方は公示送達という手続を行っているという現状がでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 特別特定建築物の関係でお聞かせいただきたいと思います。

本会議では、岩倉市では対象となる施設が図書館などあるけれどもということでしたが、不特定多数の者が利用して、主として高齢者、障害者などが利用する建築物ということで、特別特定建築物の内容の中に保健所や老人ホーム、福祉ホーム等というふうに説明があるわけなんですけど、本市内で小規模な高齢者施設や福祉施設などもできているんですが、面積要件があったと思うんですが、面積要件に当てはまるこういった高齢者、障害者などのホームなど、本市で当てはまるような場所はどれくらいあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎都市整備課長（加藤 淳君） 本市につきましては、建築主事を置いているということで、特定行政庁ではなく建築基準法に基づく建築確認の審査とか違反建築物への是正命令、計画の認可、許可等につきましては、本市の事務では行っておらず、愛知県のほうで行っているというところでございます。

今御質問にありました特別特定建築物の総数とかにつきましては、本市につきましてはちょっと今、数というのは把握はしていない状況でございます。

◎副委員長（塚崎海緒君） 私もちっと関連で何点か教えていただきたいんですけど、商業用の施設もこの対象に入ってくるという認識で考えてよかったですでしょうか、教えてください。

◎都市整備課長（加藤 淳君） 特別特定建築物というのは、高齢者、障害

者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法で規定する、そういうものでございます。高齢者と障害者が日常的に利用する可能性が高い建築物で、バリアフリー化が特に必要とされる建築物ということでございます。

今御質問にありました商業施設ですね、百貨店とかマーケットも入ってくるということでございます。

◎副委員長（塚崎海緒君） あと、申請期間が3か月以内とか書いてあったと思うんですけど、それって現実的なのか教えていただきたいです。

◎税務課長（佐藤信次君） これまで実は実績とかもないものですから、現実的かどうかというところはお答えしづらいんですけど、こちらは地方税法に基づいた手続になっておりますので、このように行っていくということになります。

◎副委員長（塚崎海緒君） もう一点だけ、わがまち特例の範囲の減額割合の見直しがされているんですけど、市民の負担への影響というのはあまりないのかどうかちょっと分からなくて、どのような影響があるか教えていただきたいです。

◎税務課長（佐藤信次君） こちらの今回3分の1というのにつきましては、地方税法に基づいて参酌基準ということで3分の1、さらに6分の1から2分の1の範囲で条例で定める範囲を規定することができるというところに基づいて、本市においては参酌基準、一般的な基準であると思われませんが、それに基づいて3分の1というふうに定めたものでございます。

◎副委員長（塚崎海緒君） 太陽光電池の設置のほうの割合についても同じように考えてよかったでしょうか。

◎税務課長（佐藤信次君） おっしゃるとおり、地方税法における参酌基準というものを採用しておるということでは同じでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第35号「岩倉市税条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求め
ます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第35号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと
決しました。

続いて、議案第36号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題
といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、これで質疑を終結いた
します。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第36号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」賛成の委員の挙
手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第36号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと
決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一
任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。